

第 3 弾 鈴鹿市物価高騰対策 ものづくり企業等支援事業のご案内

鈴鹿市では、原油価格や電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けた市内ものづくり企業等に対し、事業継続に必要なエネルギー関連経費（※）の一部を緊急支援します。

※エネルギー関連経費とは

- 電気＝特別高圧・高圧・低圧その他事業に必要な電気（電力）
- ガス＝LP ガス・都市ガスその他事業に必要なガス
- 石油関係＝ガソリン・軽油・灯油・重油その他事業に必要な燃料 以上三種類の経費

★交付要件

令和 6 年 12 月から令和 7 年 9 月までに支払った（1 か月単位）エネルギー関連経費のうち、いずれか一種類のエネルギー関連経費の支払い実績が、10 万円以上の中小企業、小規模事業者または個人事業主

※電気、ガス、石油関係の三種類のうち一種類のエネルギー関連経費のみが対象です。

※市内に名称の異なる複数の会社を所有している場合は、それぞれの会社名で申請できます。

※市内に複数の事業所（支店や工場等）を有する場合は、1 か月に支払ったエネルギー関連経費の電気、ガス、石油関係の三種類について、同一種類のエネルギー関連経費であれば合算できます。

★対象事業者

以下の①～⑥のすべてに該当するもの

- ①鈴鹿市内に事業所（支店・工場等）を有する中小企業、小規模事業者または個人事業主
- ②令和 6 年 12 月から令和 7 年 9 月までに支払った（1 か月単位）エネルギー関連経費のうち、電気、ガス、石油関係の三種類の中で、いずれか一種類のエネルギー関連経費の支払い実績が、10 万円以上である。
- ③中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業者で同号の製造業または運輸業（道路貨物運送業あるいは倉庫業に限る。）に属する事業を主として営んでいるもの
- ④申請日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある。
- ⑤製造・販売する商品等が公序良俗に反しないもの
- ⑥市税を滞納していないもの

【対象外】※①～⑥に関わらず、下記に該当するものは対象外とします。

- ・政治団体、宗教上の組織または団体
- ・申請事業者の代表者、役員、従業員等が、暴力団、暴力団員または暴力団関係者、また、暴力団関係者等が、経営に事実上参画しているなど、密接に関係している事業者
- ・医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの及びみなし大企業
- ・テナント運営等（倉庫業）の場合、電気料金やガス料金の実費を別途徴収している事業者
- ・支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事業者

★問合せ先

鈴鹿市物価高騰対策ものづくり企業等支援事務局（鈴鹿市ものづくり産業支援センター内）

電話番号 059-327-5414（直通）

受付時間 平日の 9 時から 17 時まで（年末年始を除く）

★支援金額

市内事業所において、1 か月単位で支払ったエネルギー関連経費のうち、いずれか任意で選択した一種類のエネルギー関連経費の支払い実績が以下の金額の場合

補助対象経費	支援金額
(1) 10 万円以上 50 万円未満	5 万円
(2) 50 万円以上 100 万円未満	10 万円
(3) 100 万円以上 200 万円未満	20 万円
(4) 200 万円以上 300 万円未満	40 万円
(5) 300 万円以上 400 万円未満	60 万円
(6) 400 万円以上 500 万円未満	80 万円
(7) 500 万円以上	100 万円

※事業継続に必要なエネルギー関連経費に限ります。

※申請は、対象者につき 1 回限りとし、期間中に該当する月が複数月あっても補助対象経費は任意の 1 か月分のみです。

※契約上、複数月分をまとめて支払った場合は、1 回の支払いであっても、当該月数（契約上の複数月）で割った 1 か月分の経費が対象です。

★提出書類（必ず申請の手引きを参照してください）

- (1-1) 物価高騰対策ものづくり企業等支援金交付申請書【第 1 号様式】
- (1-2) 物価高騰対策ものづくり企業等支援金交付申請額算出表兼誓約書【第 2 号様式】
- (1-3) 物価高騰対策ものづくり企業等支援金交付請求書【第 6 号様式】
- (1-4) 石油関係経費で申請する場合のみ石油関係経費明細表【第 7 号様式】
- (2) 市内に事業所があることを確認できる書類（定款の写し等）
- (3) 日本標準産業分類一覧の製造業、または運輸業の中で 44 道路貨物運送業あるいは、47 倉庫業に該当することが確認できる書類（確定申告書（税務署受付印があるもの）の写し等）
- (4) エネルギー関連経費の領収書等の写し
- (5) 市税の完納証明書の写し（3 か月以内に取得したもの）
- (6) 本人確認書類の写し
- (7) 申請者名義の通帳の写し
- (8) 申請書及び提出書類チェックシート

★申請方法

- (1) 申請期限 令和7年10月31日（金）17時まで（郵送の場合は当日消印有効）
- (2) 申請書類 鈴鹿市ウェブサイトからダウンロードして入手できます。
- (3) 申請方法 提出先に直接持参あるいは郵送
- (4) 提出先 〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 鈴鹿市役所別館第3の2階
鈴鹿市ものづくり産業支援センター内
鈴鹿市物価高騰対策ものづくり企業等支援事務局 宛

★詳細は【鈴鹿市ウェブサイト】で御確認ください